

静岡県官民連携による要配慮者支援事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により生活に困窮される方々等の多様な支援ニーズに対応するとともに、その支援体制の強化を図るため、地域の生活困窮者支援に取り組むNPO法人や社会福祉法人等の民間団体で県が適切と認める者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この補助金は、「令和5年度（令和4年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金交付要綱」（令和5年4月3日厚生労働省発社援0403第3号。以下「交付金交付要綱」という。）に基づく交付金を活用して行うものであり、交付金交付要綱別表第1欄にある「生活困窮者自立支援の機能強化事業（官民連携による地域の生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備）」の第3欄の下段にある経費につき、県が適切と認める団体等が行う事業を対象とする。
- (2) この要綱において「県が適切と認める団体等」とは、県内で活動する生活困窮者等の支援に取り組むNPO法人や社会福祉法人等の法人格を有する民間団体のうち、次の各号の要件を全て満たすものとする。
 - ア 新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により、支援ニーズの増大による事業量の増加が認められること。
 - イ 県内の自立相談支援機関と連携が図られていること。
 - ウ ふじのくに孤独・孤立対策プラットフォームに参画し、地域の生活困窮者等を支援する上で、当該民間団体による支援を行うことが必要と認められること。

第3 補助の対象及び補助率（額）

(1) 補助対象経費

令和5年10月1日以降に補助対象団体が実施する地域の生活困窮者等に対する支援活動のうち、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により、需要が増加又は新たに生じているものであって、市町の支援会議等において必要性が認められた支援活動に要する経費のうち、報償費、旅費、人件費、役務費及び委託料その他事業の実施に必要と知事が認める経費

(2) 補助率（額）

(1)に掲げる経費の10分の10以内とし、50万円を限度とする

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 収支予算書（様式第3号）

- エ その他必要と認める書類
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費について経費の区分ごとの配分の変更(事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。)をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 変更承認申請書(様式第4号)
 - イ 変更事業計画書(様式第2号)
 - ウ 変更収支予算書(様式第3号)
 - エ その他必要と認める書類
- (2) 提出期限
変更の事由が発生した時点で速やかに提出すること

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書(様式第5号)

- イ 事業実績書(様式第6号)
- ウ 収支決算書(様式第3号)
- エ その他必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日(第5(1)ウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知が到達した日から起算して30日を経過した日)又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書(様式第7号)

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日以内

第9 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額((1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額((1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第8号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。